

実務担当者、必見！今すべきことがわかります！

年収



壁



¥



徹底対策セミナー

最低賃金引上げや人手不足の影響により「年収の壁」が複雑化している中、昨年10月から年収130万円超でも2年間は、事業主が証明することで社会保険の扶養が認められています。その一方で、今年10月からの法改正により、パート社員の社会保険適用がさらに拡大される事業所もできます。本セミナーでは、最新の法制度や対策についても徹底解説していきます。

《 内 容 (抜 粋) 》

- ✓ 税制度と社会保険制度の扶養の違いを知ろう！
- ✓ 年収100万円～210万円までの様々な「壁」を知ろう！
- ✓ パート社員の労働時間とおカネの関係とは？

令和
日 時 6年 **10月24日** (木)
14時～16時

会 場 倉敷商工会館 7階 第4・5会議室
(倉敷市白楽町249-5)

対 象 中小・小規模事業者

定 員 30人 (定員に達し次第終了)

受講料 **無 料** (会員・非会員問わず)

《 講 師 》

くらなか かずひろ

蔵中 一浩 氏



横浜リンケージ社労士事務所 代表
特定社会保険労務士

横浜銀行にて融資審査や債券管理回収に約30年従事した経験を活かし、平成25年に社会保険労務士を開設。社労士の枠にとらわれず、豊富な経験を活かし、中小企業経営のために活動中。

主催：倉敷商工会議所 中小企業相談所
(担当：相川・奥村)

倉敷市白楽町249-5

086-476-1005

soudan@kura-cci.or.jp



★右の二次元コードまたは
当所ホームページより
お申し込みください。



倉敷商工会議所

